

平成21年2月20日

## 事業の譲渡及び譲受けに関する公告

新韓銀行東京支店（所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）、同大阪支店（所在地：大阪府中央区南船場四丁目4番21号）、同福岡支店（所在地：福岡府中央区天神二丁目14番13号）と銀行法第4条の規定に基づく内閣総理大臣の免許を条件として設立されるS B J金融準備株式会社は、銀行法第30条第3項の規定に基づく事業譲渡及び譲受けに関する内閣総理大臣の認可を条件として、平成21年4月1日をもって、株式会社新韓銀行東京支店、同大阪支店、同福岡支店各々の事業の全部をS B J金融準備株式会社に譲渡し、S B J金融準備株式会社が各々の事業の全部を譲受けることとなりました。

つきましては、上記の譲渡及び譲受けに異議のある債権者は、平成21年3月23日までにお申し出下さい。

なお、S B J金融準備株式会社は、当該事業譲受けまでに、その商号を株式会社S B J銀行に変更する予定です。また、事業譲渡及び譲受け期日は、変更されることがあります。

以上、銀行法第34条第1項により公告いたします。

譲渡銀行（主たる外国銀行支店の名称）

新韓銀行東京支店（所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

（従たる外国銀行支店の名称）

新韓銀行大阪支店（所在地：大阪府中央区南船場四丁目4番21号）

新韓銀行福岡支店（所在地：福岡府中央区天神二丁目14番13号）

（日本における代表者） 朴 重憲

譲受先

S B J金融準備株式会社（所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

（代表取締役） 朴 重憲